

(仮称)生駒市参画と協働の指針(案)

平成●年●月

生駒市

はじめに

(仮称) 参画と協働の指針策定の趣旨を記載

- ・ 参画と協働が必要な背景
- ・ 参画と協働の指針の位置づけ (自治基本条例、第5次総合計画、ららポート)
- ・ 目標 (スローガン)

生駒市自治基本条例

基本原則

- ◆ 第4条 情報共有及び公開
- ◆ 第5条 参画と協働の原則
- ◆ 第6条 人権の尊重

- ・ 第7条 まちづくり参画の権利
- ・ 第9条 まちづくり参画における市民の責務
- ・ 第14条 協働のまちづくりにおける市の役割
- ・ 第17条 市の職員の責務
- ・ 第18条 まちづくり参画における市の責務
- ・ 第41条 市民自治に関する市民の役割
- ・ 第42条 市民自治に関する自治体の役割

第5次総合計画

まちづくりの目標

「1. 市民が主役となってつくる参画と協働のまち」

(1) まちづくりにおける市民の参画と協働
(目指す姿)

市民と行政が、それぞれの役割分担と責任に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら、協働のまちづくりが行われている。

(2) 地域活動・市民活動の活性化

(目指す姿)

地域の連帯感や助け合いの意識が高まるとともに、市民活動団体が様々な分野で活動を行っている。

具体的
な方向
性

参画と協働
の指針

第 1 章 市民参画と協働について

1. 市民参画と協働とは何か

生駒市では平成 22 年度から自治基本条例が施行されました。この条例は、よりよいまちづくりを進めていくための基本理念や仕組みなどの基本的な原則を定めたものです。その基本原則の一つとして、「参画と協働の原則」が定められています。

【参画と協働の原則】

市民が市政に参画する機会を保障するとともに、市民同士、市民と市、それぞれの役割分担を責任に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら協働してまちづくりに取り組みます。

また、同条例第 2 条では「参画」と「協働」の定義を次のようにしています。

【参画】（自治基本条例第 2 条第 4 号）

市の施策や事業等の計画、実施及び評価等まちづくりの過程に、市民が主体的にかかわることをいう。

（解説）

「参画」とは、「市の施策や事業等の計画、実施及び評価の各過程で、責任を持って主体的にまちづくりにかかわること」をいいます。「参画」は、単なる参加ではなく、意思形成に加わることで、責任ある行動が求められるという意味も含んでいます。これは、参画の原則である「情報共有」、「信頼・連帯」、「学習」、「相互理解」、「協働」、「判断・選択」、「効率・効果」というキーワードに基づくものです。

【協働】（自治基本条例第 2 条第 5 号）

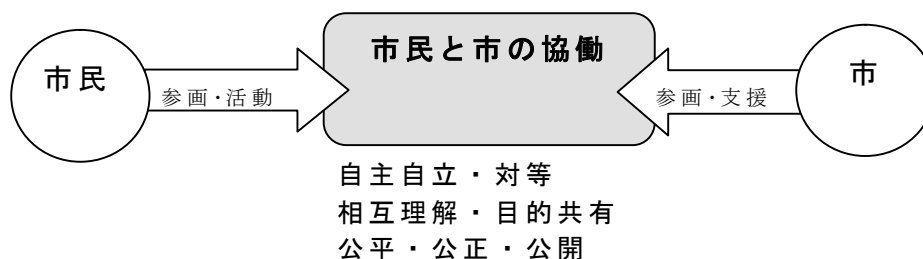
市民と市又は市民と市民とが、それぞれの役割と責任を担いながら、対等の立場で、相互に補完し、協力することをいう。

（解説）

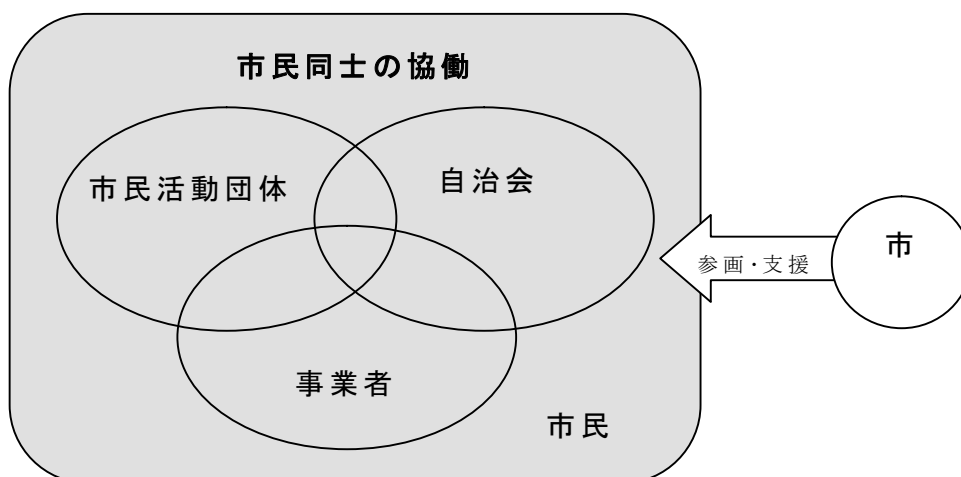
「協働」とは、まちづくりの主体である市民と市、市民同士が、それぞれの責任と役割分担に基づいて、お互いの立場や特性を生かし、尊重しながらよりよいまちづくりに協力し合うことをいいます。このことは協働の原則である（1）自主自立・対等、（2）相互理解・目的共有、（3）公平・公正・公開という考え方を基本としています。

このような考え方にに基づき、これまでの市からの一方的な行政サービスの提供から、市民が施策や事業等の計画、実施及び評価の各過程で、責任を持って主体的にまちづくりにかかわり、市民と市が対等の立場で、それぞれの特性を活かしながら、「ともに考え、ともに取り組む市民参画と協働のまちづくり」を進めていきます。

<市民と市の協働>



<市民同士の協働>



2. なぜ、市民参画・協働のまちづくりが重要か

- (1) 地方分権
- (2) 多様化・高度化した市民ニーズへの対応
- (3) まちづくりへの市民意識の高まり
- (4) 新たな行財政運営への対応

各々文章挿入

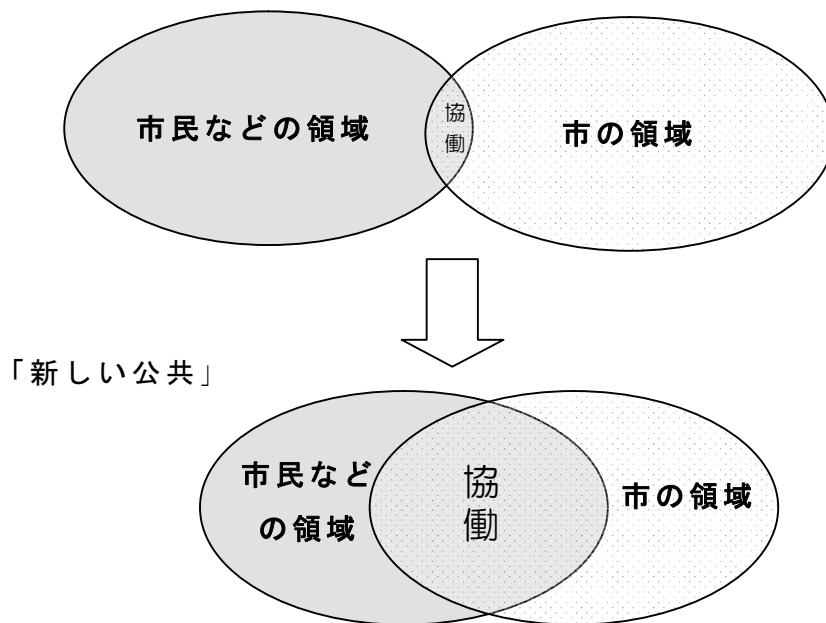
3. 理論的な根拠

(1) 新しい公共の拡充

多様化、高度化した市民ニーズにきめ細かく応えるには、公共的なことは行政に委ねるという考え方を見直し、市民、市民活動団体、自治会、事業者など地域に関わるすべての主体が、担い手として積極的に地域社会に参画する必要があります。また、それぞれが役割と責任を果たすことにより、地域社会全体で公共・公益を担うことが求められており、このような公共サービスの領域「新しい公共」を広げることが必要です。

◆ 公共サービスの変化のイメージ

「これまでの公共」



(2) 補完性の原則

防犯・防災、福祉、環境等の活動の中で、地域コミュニティの重要性が見直されています。身近なことは、まず個人（「自助」）が解決にあたり、個人レベルで解決できない問題は近隣住民・地域グループ・団体・組織の助け合いで解決し（「共助」）、それができない問題は行政が解決する（「公助」）という、「自助・共助・公助」を再認識する必要があります。

それぞれ、自分たちが出来ることは責任をもって行っただうえで、できないことをお互いに補完し合うことが基本となります。

4. 市民参画と協働の効果

市民との参画と協働により、より効果的で、地域への波及効果を生み出す可能性があります。さらには、この協働から生まれる相乗効果は、実質的な市民サービスの向上と、結果的に経費の削減、地域課題の解決に結びつき、ひいては市民の満足度の向上・市民と市の相互信頼感の向上も期待されます。

(1) 市民サービスの向上

市民ニーズに合ったサービスが実現でき、当事者である市民が公共サービスの担い手となることで、当事者の立場にたった課題解決を図ることができます。

(2) 行政の効率化と行政体質の改善

市民の視点を取り入れ、役割分担をしながら協働による事業を進めていくことで、結果的に行政の効率化やスリム化が図られます。

また、協働を通じて市民・市民活動団体と市の距離が近くなれば、職員個人の意識の変化が期待できるとともに、相互理解が深まることで、市に対する信頼性の向上が期待できます。

(3) 自治意識の高まり

市民が自主的に地域課題解決に向けた取組を進めることで、連帯感が高まり市民の結束強化と地域課題解決への参加促進が期待できます。

第2章 市民自治活動について

1. 市民自治活動とは

市民活動には、地域課題の解決等の社会貢献活動や生涯学習や構成員相互の利益を目的とした共益・互助的活動なども含まれますが、ここでいう市民自治活動とは、自主的・自発的な意思に基づき、地域課題の解決や市民生活の向上を目的として行う非営利で公益な活動を行っていることをいいます。

生駒市自治基本条例第40条では下記のとおり規定しています。

(自治基本条例第40条)

第1項 市民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動をいう。

第2項 市民自治活動の主体は、自治会、ボランティア、NPO等の市民活動団体及び事業者をいい、これには個人も含まれるものとする。

(解説)

第1項 市民自治の概念が一般的に定着していないため、定義を設けました。各地の自治体の事例では、コミュニティという表現を用いているところもありますが、より具体的な日本語表現で生駒市全域から、例えば自治会単位といった共同体意識の形成が可能な一定の地域における市民主体のまちづくり活動としています。

第2項 市民自治の活動主体は、地縁系団体である自治会やテーマ系団体のボランティア、NPO等の市民活動団体及び事業者をいい、これには個人も含まれるとした規定です。行政だけでは解決できない地域の課題について、当該地域にかかわるさまざまな活動主体が、それぞれの役割や自主性を尊重しあいながらまちづくりを行うことを示しています。

2. 非営利活動とは

非営利とは利益追求を目的としないで活動をすることをいいます。ただし、活動で利益を得ることを否定するものではありません。活動で得た利益を構成員に分配せずに、活動の目的に使用することは営利活動にはあたりません。

3. 公益活動とは

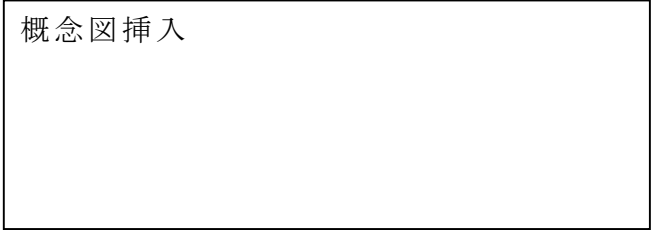
個人や団体構成員の利益のためでなく、不特定多数の第三者の利益のことをいいます。特定少数の利益であっても、間接的に社会全体の利益になる活動も含まれます。

これに対して、個人の利益のためのものは「私益活動」、特定の団体構成員・仲間内の利益は「共益活動」となり、「公益活動」とは区別されます。

ただし、自治会は日常生活の中でのさまざまな地域課題を解決し、住民同士が協力・連携して自分たちで住みよい街づくりに取り組んでおり、その側面では公益活動になりますが、まつり・運動会・親睦会など公益性の低いものについては、共益活動になります。

なお、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする「宗教的活動」や、政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することや特定の公職の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）、若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする「政治的活動」は公益活動に含まれません。

概念図挿入



第3章 市民参加・参画について

1. 市民参加・参画の意義

生駒市自治基本条例 2 条第 4 項において下記のとおり規定しています。

【参画】（自治基本条例第 2 条第 4 号）

市の施策や事業等の計画、実施及び評価等まちづくりの過程に、市民が主体的にかかわることをいう。

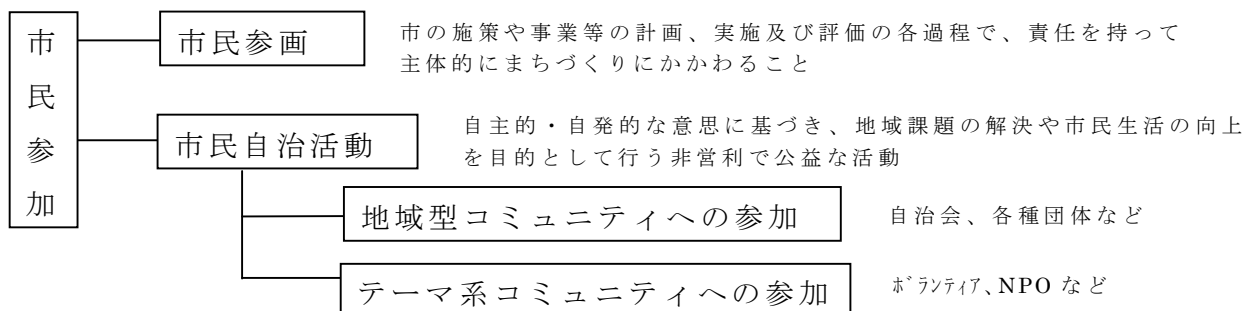
（解説） 「参画」とは、「市の施策や事業等の計画、実施及び評価の各過程で、責任を持って主体的にまちづくりにかかわること」をいいます。「参画」は、単なる参加ではなく、意思形成に加わることで、責任ある行動が求められるという意味も含んでいます。これは、参画の原則である「情報共有」、「信頼・連帯」、「学習」、「相互理解」、「協働」、「判断・選択」、「効率・効果」というキーワードに基づくものです。

「参画」は施策・事業の計画から実施及び評価に至るまでの過程に主体的に参加し、意思形成に関わることと定義され、単なる「参加」とは意思形成に関わるかどうかの違いがあります。

例えば、単なるイベント・計画等に加わることを「参加」とするならば、「参画」は「参加」の段階からさらに進んで、イベント・計画等の決定プロセスから・実施・運営までの活動に関わることと言えます。

市としては、市政への参画を進めることはもちろんですが、市民一人ひとりがまちづくりの主体と自覚し、自らの地域に関心・興味を持ち、課題等があればそれに取り組んでいく「参画」が、協働の一步目になってくると考えます。

また、市も参画や協働の取り組みを拡大していくために、啓発や参画の協働の機会を望む市民に情報が提供できるように配慮するとともに、市職員も市民の視点、生活者としての視点を持ち、自治会などの市民活動に参加するなど、参画と協働のまちづくりの意識をこころがけていくことが大切です。



< 参考 >

- ・自治基本条例 7 条（まちづくり参画の権利）

第 1 項 市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参画する権利を有する。

- ・同条例第 9 条（まちづくり参画における市民の責務）

第 1 項

市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚するとともに、互いの活動を尊重し、認め合いながら自らの発言と行動に責任を持って積極的にまちづくりに参画するよう努めなければならない。

2 項

市民は、まちづくりへの参画に当たっては、公共の福祉、将来世代、地域の発展及び環境の保全に配慮しなければならない。

- ・同条例 17 条（市の職員の責務）

第 3 項

市の職員は、自らも生活者であり、また、生駒市の市民であることを認識し、積極的にまちづくりの推進に努めなければならない。

- ・同条例 18 条（まちづくり参画における市の責務）

第 2 項

市は、企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民参画の拡充に努めなければならない。

2. 市民参画のメリット

積極的な参画があれば、市民の皆さんの意見が反映できることになり、ニーズに沿ったまちづくりが行えるというメリットがあります。また、事業の計画、実施、評価の様々な段階で参画できることにより、まちづくりや市政への関心が高まることも期待できます。そのことにより、市としても、透明性を持った、説明責任のある行政運営がすることが出来ます。

3. 参画の手法

市民の意見を少しでも多く活かせるよう、市民参画にはさまざまな手法がありますが、代表的な手法には、下記のようなものがあります。

(1) 附属機関等（審議会等）の設置

<p>内容</p>	<p>附属機関等（審議会等）は、条例等に基づき設置する審議会、委員会、協議会などをいい、政策などについて市民の意見を伺い、決定します。本市では、「附属機関等の設置及び運営に関する指針」を定め（平成20年4月1日）、参画の機会を図るため、附属機関等の委員として積極的に公募市民を入れていくことや、会議の議事録も公開等について定めています。</p>
<p>効果</p>	<p>政策形成の検討の際に、学識経験者等の外部の専門的な知識・経験を導入することができるとともに、公募市民を入れることにより、生活者の立場にたった意見を反映できます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策・施策に関係する団体の代表や影響を受ける市民を選任した場合は、各々の立場を踏まえた意思決定ができることとなります。
<p>留意点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「附属機関等の設置及び運営に関する指針」にて、委員の重複選任や女性や若年層の選任、在任期間の制限など、委員選任についての留意事項が定められていますが、指針の適切な運用により、幅広い人材からの委員選任することが必要です。 ・「附属機関等の設置及び運営に関する指針」に基づく「附属機関等の会議の公開に関する基準」、「附属機関等の委員の公募に関する基準」の適切な運用により、会議については原則公開（公開の場合は傍聴）、議事録・会議資料の公表、委員公募については定数の20パーセント以上となるように努めるなど、開かれた会議を目指していくことが必要です。
<p>例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生駒市総合計画審議会、生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会、生駒市行政改革推進委員会、生駒市市民自治推進会議 他

(2) パブリックコメント

<p>内容</p>	<p>政策形成段階からその計画や内容を素案の段階で公表し、市民の皆様の意見を求め、意見概要と寄せられた意見等を考慮して市の考え方を公表する一連の手続をいいます。</p> <p>本市では、「生駒市パブリックコメント手続条例」を施行（平成20年4月1日）し、市の基本的な政策・方針を定める計画の策定、変更の場合や、附属機関等での検討過程においても、さらに幅広く市民の意見を聴き、検討に生かす場合等において実施しています。</p>
-----------	--

効果	・政策形成段階から市民に情報を公表することにより、市政運営における公正の確保と透明性の向上が図られ、市の考え方を公表することにより、説明責任の向上が図られます。
留意点	・市広報紙や新聞などの活用により積極的にPRし、一人でも多くの市民から意見が提出してもらうようにしていくことが必要です。 ・「パブリックコメント手続きの手引き」に基づき、制定の背景・目的、制定による市民への影響・効果等を記し、分かりやすい資料の作成に努めていくことが必要です。
例	生駒市暴力団排除条例(案)、ごみ半減プラン(一般廃棄物(ごみ)処理基本計画)(案)、生駒市地域公共交通総合連携計画(案) 他

(3) タウンミーティング

内容	市を取り巻く社会状況や市の施策等を説明するとともに、市民の皆さんのご意見やご提案をお伺いし、市民の皆さんと情報を共有・対話することによって、今後の施策に反映していこうとするものです。
効果	・市の概要を様々な分野から説明することにより、市民の市政への関心が高まります。 ・提出された意見・提案について、意見交換をすることにより、情報が共有され、市民の立場にたった意見を取り入れた施策ができるようになります。
留意点	・特定の人だけでなく、多くの市民に参加してもらえよう、開催回数・日時・場所に配慮することが必要です。 ・開催後には、ホームページ等で開催概要や提出された意見・提案の内容、意見交換の議事録の公開を行い、情報提供を行っていきます。
備考	平成18年度より実施

(4) アンケート

内容	各種計画案策定段階で、無作為で抽出された市民に対し質問を行い、その回答結果を分析し、市民の意向を把握するためにされる手法です。
効果	・回答結果を分析することにより、市民の意向を客観的に把握ができます。 ・自由記入欄を設けた場合は、市民の多様な意見を把握することができます。

	ます。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査実施には費用、時間などがかかるため、必要性を検討し、調査することの目的を明確にする必要があります。 ・アンケート送付時には調査の目的・概要を記した案内文を同封するなど、市民にわかりやすくするとともに、調査票は回答する市民の立場に立って作成し、調査目的の主旨に沿った質問項目となるよう検討し、適当な量におさめることが必要です。 ・調査結果をもとに意思決定の判断材料として活かすためには、報告書を作成することが必要です。作成にあたっては、回答結果をグラフ化するなど視覚に訴え、特徴を把握しやすくするように努めることが必要です。
例	<ul style="list-style-type: none"> ・市民満足度調査・・・第5次総合計画の前期基本計画に位置づけられた指標の動向等を把握し、適切に進行管理を行うとともに、各施策を推進していくための基礎資料とするために実施 他

(5) モニター制度

内容	公募等に選定された人をモニターとして登録し、計画や施策等について郵送・インターネット等により、回答や意見をいただく手法です。
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・市政に関心がある人が登録することから、回答率が高く、建設的な意見を得られることが期待できます。 ・計画や施策に関する情報を定期的に提供することにより、計画や施策の浸透状況を把握できるとともに、より一層の市政に対する関心の高まりが期待できます。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・モニター募集に当たっては、できるだけ多くの市民からの登録していただき、その構成が性別、年齢別、地域別等のバランスをとることが必要です。 ・モニターから意見をいただくためには、意見を求める計画や施策の情報を分かりやすく提供することが必要です。 ・モニターには謝礼は必須ではないですが、積極的な協力を得るために、景品の贈呈など、工夫をしていくことも考えられます。
例	<ul style="list-style-type: none"> ・「たけまるモニター」 <p>郵送などの方法で行ってきたアンケートに加えてパソコンや携帯電話の電子メールを活用して、気軽に、リアルタイムに市民の皆さんからの</p>

	<p>ご意見等をいただくことのできる事前登録制のアンケートシステムです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報モニター <p>市民の意見、要望等を聴き、広報活動の参考としている。 他</p>
--	---

(6) 講座等

内容	<p>施策や事業を実施するにあたり、それらに関する情報を提供することにより、知識や技能の向上を目指す機会を設けることをいいます。</p>
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講座の受講をきっかけに、参加した市民同士の交流が深まることができます。 ・ 知識や技能の向上が図られることにより、市民同士、市民と市が協働して施策・事業を推進するきっかけとなります。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施後には参加者にアンケートをとり、次回実施時の運営に活かすことが大事です。 ・ 参加者が、その学習成果を生かせるような体制づくりも進めていくことが大事です。
例	<ul style="list-style-type: none"> ・ どこでも講座 <p>市職員を講師として派遣し、市政情報等を提供することにより、市民の市政に対する理解や関心を深めることを目的としています。 他</p>

(7) 住民説明会

内容	<p>市が市民に対し、計画や事業決定・事業実施前に概要を説明し、市民の意見を聴いたり、議論することなどで意見交換を行い、理解を求めするために開きます。</p>
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分たちの住んでいる地域に直接関わる内容を取り扱うことから、関心の高い人が集まりやすく、意見交換が活発になりやすくなる。 ・ 地域の実情に応じた意見を聴くことができ、それを踏まえた計画や事業が実施できます。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ できるだけ多くの市民が参加してもらえよう、開催に当たっては十分に周知をすることが必要です。 ・ 説明会では、反対意見や様々な注文・苦情がだされ、対応に苦心することがありますが、そういった中にも地域の実情を踏まえているものも

	あります。そういった意見等を冷静に判断し、貴重なものとして受け止め、対応していくことも大切です。
--	--

(8) 公聴会

内容	計画策定や事業実施を決定するに当たって、広く市民の意見を求め、あらかじめ意見陳述の申し出のあった市民が公開の場で意見を述べる形式です。都市計画法など法律上開催を義務付けられたものもあります。
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・広く市民に関連する案件について、幅広く意見を聴く必要がある場合に有効な手法です。計画策定や事業実施時に、意見を聴くことで、それを踏まえた計画や事業が実施できます。 ・公開の場で意見を述べることにより、広く一般に受け入れられる意見を得られることが期待できます。
留意点	
例	都市計画決定手続き

(9) シンポジウム

内容	あるテーマに基づき報告者や専門家等のパネリストが意見を出し合い、その後司会や参加者からの質問に答えていく場のことをいいます。
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの市民に対し、市の推進する施策・事業の情報提供や制度等の普及啓発を図ることができます。 ・特定のテーマに基づき、専門家等の講演会を実施した上で、討論会を行うことで、制度への関心を高め、理解を深めることができます。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・開催テーマの設定をはじめ、パネリストの人選、開催場所・日時について検討する必要があります。パネリストの人選に当たっては、同じ立場の人に偏らないよう、別の視点から意見を言える人を選ぶ必要があります。 ・開催会場のロビーに展示コーナー等を設けるなど、参加者の関心を高め、意識啓発につながるような仕掛けをしていくことも大切です。 ・開催後には、ホームページ等で開催概要や議事録の公開を行い、情報提供を行っていきます。
例	<ul style="list-style-type: none"> ・市民と創る参画と協働のまちづくりシンポジウム ・環境シンポジウム 他

(10) ワークショップ

内容	地域の現状把握からはじまり、地域の問題点や課題の整理・分析し、計画案づくりを行うのに適した手法です。
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが参加でき、かつ、発言力の強い意見ばかりが通ることがないため、参加者全員の満足度が高く、市民と行政が同じ土俵で話しあうことができ、市民の信頼感が得やすくなります。 ・参加者で問題点や課題を共有し、解決していくことにより、参加者間に連帯感が生まれ、計画案の実施の段階でもこれを活かした取り組みが期待できます。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・明確な目的がなく漠然とワークショップを開催しても、参加者の意欲が損なわれることになるため、開催の目的を明確にすることが必要です。 ・議論等していく中でワークショップの方向性を考えていきますが、市が意図している方向性に導くようなことは避ける必要があります。そうしたことが参加者に伝わると、反発を生む可能性があります。 ・参加者の総意=市民の総意とは限らないため、ワークショップの成果を広報誌にまとめて参加者以外にも内容を知ってもらう、意見募集をする、などの工夫も必要になります。 ・ワークショップでの議論をスムーズに調整しながら進行の役割を担う人をファシリテーターといいます。参加者の合意を得ながら目的に沿わせてプロセスを作っていくという役割を担います。
例	・生駒駅前北口第二地区再開発事業に係る広場等の修景ワークショップ 他

(11) 市民からの提案制度

内容	NPOなどの市民活動団体や民間事業者などから事業の委託や民営化の提案を募る制度です。いただいた提案は、市民と専門家を含めて審査し、市で実施するよりも市民にとってプラスになると判断すれば、提案に基づきNPOなどへの事業の委託や民営化を進めます。
効果	公共における民間と行政の役割分担を根本的に見直し、民間の創意工夫を活かすことで、充実した質の高いサービスの展開を図ることができる。
留意点	
例	神奈川県藤沢市、千葉県我孫子市

(12) プラヌクスツェレ (市民討議会)

内容	無作為抽出で選ばれた市民が、専門家からの情報提供を受けて少人数で討議し、最終的に提言をまとめて公表するもの
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・公募型の審議会などが意欲と時間がある市民に参加が限定されるのに対し、年齢・職業・性別などを問わないことから、サイレントマジョリティの意見を反映できます。また、公募では参加しなかった人まで参加の輪が広がることになるので、市民参画の裾野が広がります。 ・地域全体の平均的意見に比較的近い意見がえられる。また、特定の考え方を有する集団の組織的な働きかけの影響を受ける懸念が少なく、さらに討議は原則として市民だけで行うことから、市の誘導などの懸念も少なく、中立性の高い意見が期待できます。
留意点	
例	<ul style="list-style-type: none"> ・いこま塾 自ら積極的にまちづくり活動を行えるような人材の育成を目的に、幅広い分野から今後の本市のまちづくり、景観施策に関する知識を習得するため、7回にわたる連続講座を開催するもの。参加者は無作為抽出した18歳以上の3,000名に案内状をおくり、108名の応募。 ・東京都三鷹市 (みたかまちづくりディスカッション 三鷹市、三鷹青年会議所共催 テーマは安全あんしん) ・東京都新宿区 (新宿区自治基本条例のための区民等議会 新宿区、新宿区議会共催 テーマは自治基本条例制定に向けて)

(13) その他

・ききみみポスト

市政に対する提案・意見などを寄せいただくため、公共施設に設置(38箇所)し、毎月1日と15日に回収しています。回答希望の方には市から回答し、寄せられた提案・意見のうち、広く周知すべき内容については、個人情報を除いて定期的に広報紙で公表しています。

・市長・各課への問い合わせメール

市政に対する提案・意見を市ホームページからメールにて送付することができます。

第4章 協働事業の進め方について

1. 協働を進める際のルール

協働のまちづくりを進めていくには、市民と市の合意形成が必要不可欠です。そのためには、ルール・基本原則を理解したうえで良好な関係を築いていくことが大切です。

生駒市自治基本条例第2条第5号にて次のように規定しています。

【協働】（自治基本条例第2条第5号）

市民と市又は市民と市民とが、それぞれの役割と責任を担いながら、対等の立場で、相互に補完し、協力することをいう。

（解説） 「協働」とは、まちづくりの主体である市民と市、市民同士が、それぞれの責任と役割分担に基づいて、お互いの立場や特性を生かし、尊重しながらよりよいまちづくりに協力し合うことをいいます。このことは協働の原則である（1）自主自立・対等、（2）相互理解・目的共有、（3）公平・公正・公開という考え方を基本としています。

（1）自主自立・対等性の確保

協働を行う当事者が、課題解決に向け、相互依存にならないよう、自主自立に基づきながら相互に補完しあい、それぞれの立場や特性が生かせるように対等の関係を築くことが必要です。

（2）相互理解・目的共有

協働を行う際には、それぞれが立場や特性が違う主体であるということを認識し、相互に理解をしていくことが重要です。その上で、協働事業を実施する上での目的・目標について互いに合意を図っていくことが必要です。

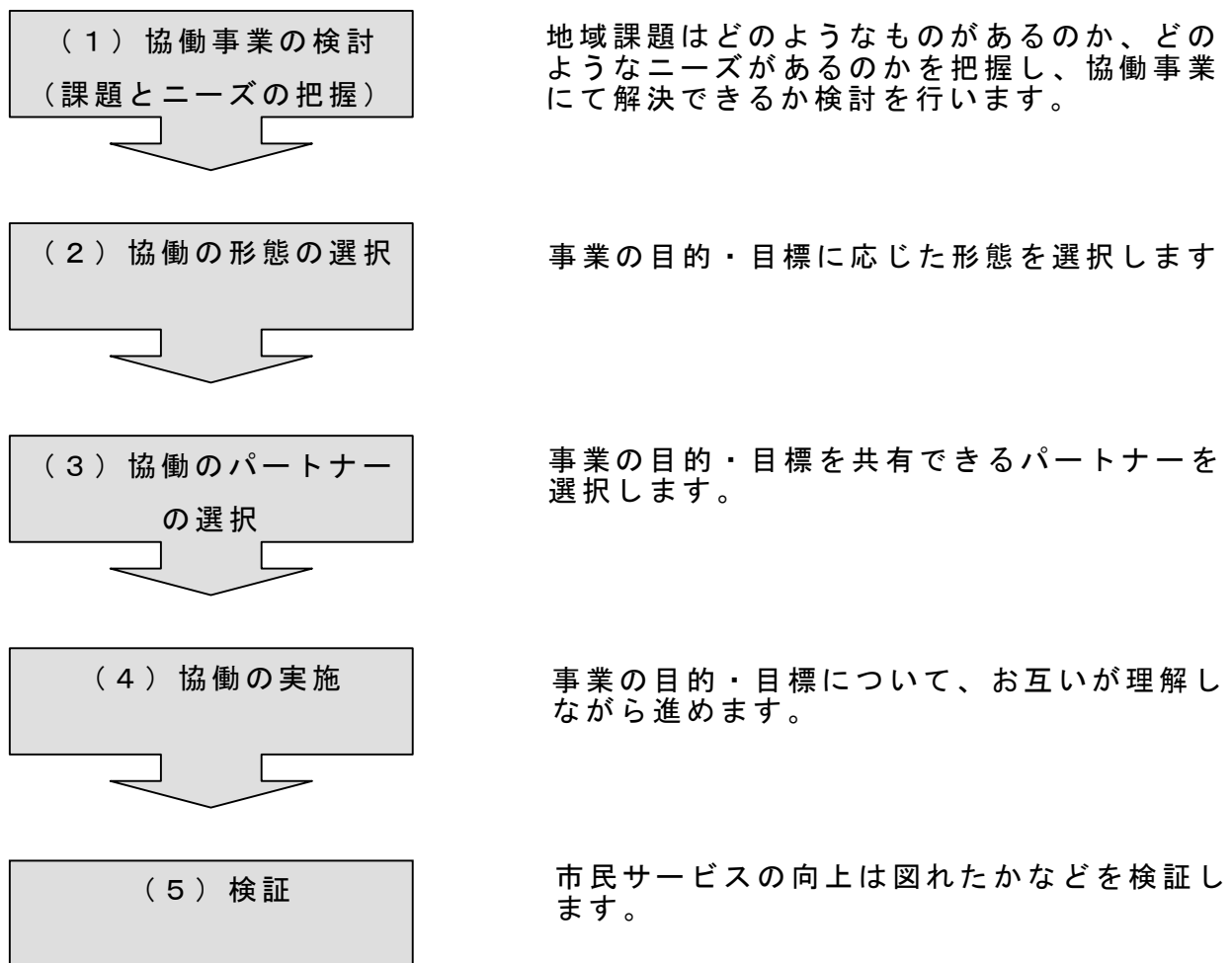
（3）公平・公正・公開

事業を円滑に実施するために、お互いが情報を共有し、公正に努めます。また、情報を公開し、理解が得られるよう透明性を確保するとともに、協働に参画する機会やサービスの受け手に対し公平性を確保することが必要です。

2. 協働の流れ

協働事業を検討する際には、まず地域課題の把握や事業に対するニーズを把握することからはじまります。その上で、協働事業を行う必要性を検討し、協働の形態、協働のパートナーの選択をしていきます。ただし、無理に協働事業を進めるのではなく、協働によって事業を行った方が更なる効果が期待できるときに、協働事業の検討を進めていきます。また、各部署で業務の専門性や法的制約があり、協働事業を行うことが難しい場合は、日常の業務でできることから協働の可能性があるか確認し、市民との協働意識を高めていくように心がけることが重要です。

<協働事業を実施するときの流れ>



(1) 協働事業の検討 (課題とニーズの把握)

協働事業を検討するときは、現状を把握し地域課題を明らかにすることや、事業に対する市民のニーズを把握することが大切であり、それを踏まえて企画を

検討します。その際には、事業目的・目標を明確にし、事業を実施することにより市民サービスの向上、事業の効率化などが図られるかといった視点も必要となってきます。

■課題とニーズの把握の方法

- ・他市の状況・事例の調査
- ・アンケート実施による市民意向調査
- ・新聞や各種資料での世論調査結果等の把握
- ・当事者の意見聴取 など

■事業目的・目標の明確化

- ・課題の整理 取り組むべきテーマ（なぜこの事業が必要なのか）
- ・事業目的 実現しようとする事（どういう状態にしたいのか）
- ・成果目標の設定 いつまでに、どの程度まで実現するか

（２）協働の形態選択

協働事業の実施には、様々な段階があり、市民と行政との協働は様々な形態が考えられ、事業目的・目標を実現するために効果的な形態を選択する必要があります。→●ページから記載している留意点に注意しながら検討していく必要があります。

どの形態をとるにしても、事業を進めるには協働相手とのコミュニケーションや事業企画への参画といった双方向での取組が重要なことから、そういった機会を設けることが必要です。

また、事業実施前や協働のパートナーが決定してからでも、パートナーの特徴や能力を事業に反映できるよう、事業内容の協議について柔軟に対応していくことも必要です。

（３）協働のパートナーの選択

協働事業を実施するための、パートナーを探します。事業を確実に進め、目的を達成していくため、事業目的・目標を共有できるパートナーを選ぶことが重要です。

自治会やNPO等は、地域課題や社会課題の解決のために活動しており、市の事業を支援したり、市と協働するために活動しているわけではありません。

市が課題解決のための手段として、自治会やNPO等と協働で事業を行うのと同様に、自治会NPO等にとっても協働は団体の活動目的を達成するための一つの手法であるといえます。そのため、効果的な協働を進め、事業の実効性を確保するために、何のために協働するかを明確にした上で、事業を確実に実施でき、事業目的を共有できるパートナーを選択することが必要です。

■ 選択のポイント

事業目的や事業形態の相手方によって異なりますが、選択の際には下記のようなポイントがあります。

項 目	内 容
活動実績・活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業目的に合致する活動内容か ・ 協働事業に関連した事業実施経験があるか
事業実施能力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続的・安定的に事業を実施しているか ・ 責任能力があるか
財政状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経理は適切にされているか ・ 収支は健全か
運営の透明性・安定性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体運営に際し積極的な情報公開を行っているか
事務局の体制等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を十分に実施できる事務局体制か ・ 外部との協力体制やネットワークがあるか
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令等に違反していないか ・ 宗教活動や政治活動を行っていないか ・ 暴力団との関係はないか など

(4) 協働事業の実施

事業を実施していく際には、事業の目的・目標や役割分担について十分話し合い、お互いが理解し・納得しながら進めます。事業の進捗状況は情報共有・報告しながらお互いに確認しあうことが重要です。また、事業の実施状況についても情報を公開しながら市民の理解を得ることも必要となってきます。

(5) 検証→●ページへ

3. 協働の形態について

協働を進めるには、さまざまな手法から、最も効果的だと考えられるものを選択することが重要です。

代表的な協働の形態には、下記のようなものがあります。

(1) 政策提言・企画立案過程における協働

内容	専門性や先駆性、地域性など多様な特性を持った市民や市民活動団体が政策形成過程に参加することで、市とは違った視点からの提案を期待して実施する形態 なお、審議会等において市民等の参加を得て企画立案する形態も含まれます。
効果	・政策提案機能が発揮され、より効果的な協働事業の提案につながることが期待できます。 ・市民活動団体の専門性や先駆性を市の施策や事業に活かされることができます。
留意点	・実現困難な提案など対応も難しいものもあるかもしれませんが、提言内容を事業に反映させるという姿勢が必要です。
例	

(2) 委託契約に基づく協働（指定管理者制度を含む）

内容	本来市が行うべき事業や事務などの一部や全体を市民団体等に委託することで事業をより効果的、効率的に進める形態
効果	・相手の専門性を活かすことで、市ではできないきめ細かいサービスが可能となります。
留意点	・相手方を単なる下請けにせず対等の立場で、提案を求めながら事前に事業内容を協議し、その内容を業務仕様書に反映させていくことが必要です。 ・委託先の選定は、コスト面だけでなく、サービスの質や委託先の業務実績、提案内容を判断することが必要です。委託事業の内容によっては、専門性を活かすためにプロポーザル方式を採用などの検討も必要です。 ・事業に関する責任は、原則委託する市側が負うので、確実に実施されるよう、経過や結果の的確な把握に努めることが必要です。
例	・コンビニ交付サービス（住基カードサービス）

	住民基本台帳カード（住基カード）を使ってコンビニエンスストア（セブン・イレブン）で、住民票の写し・印鑑登録証明書が取得できるサービス
--	--

（３）補助金交付等による協働

内容	市民活動団体が主体的に取り組む事業に対して、申請に基づいて市が資金提供を行う形態
効果	・補助をうける団体が活動の幅を広げることが期待でき、さまざまな取り組みができることが期待できます。
留意点	・「補助金交付規則」、「補助金制度に関する指針」に基づき、補助金の交付の目的と交付の基準を明確にし、団体が適切に事業を実施したかどうかを評価することや、制限や期限を設けることにより団体の自立を促す必要があります。
例	自治振興補助金等

（４）共催、実行委員会による協働

内容	共催：共通の目的を達成するために、市民活動団体と市が共に主催者となって事業に取り組む形態 実行委員会：市民、市民活動団体と市などさまざまな主体が集まり、実行委員会を構成して主催者となって事業に取り組む形態
効果	・事業の企画段階から各主体が主体的に取り組むことにより、相互理解が深まり、信頼関係が築くことができます。 ・各主体のネットワークを活かすことにより、幅広い市民参加を呼びかけることができます。 ・各主体の情報・ノウハウを活用することにより、新たな発想による事業・イベント実施ができやすくなります。
留意点	・各主体に主催者としての責任が求められることの認識が必要です。 ・事業の目的を明確にするとともに、それを達成するために各主体の特性に応じた役割分担を明確にすることも必要です。
例	・いこまどんどこまつり実行委員会 ・ECO-net 生駒（生駒市環境基本計画推進会議）

(5) 事業協力による協働

内容	市民、市民活動団体と市の間で、人材やノウハウ、機材、物品、資金、情報など互いに出せるものは出し合うなど、それぞれの特性を活かす役割分担を協定して、一定期間、継続的な関係のもとで協力して事業に取り組む形態
効果	<ul style="list-style-type: none">・互いの特性を活かして、より効果的な事業を行うことができます。・相手方との継続的な協力関係が構築できます。
留意点	<ul style="list-style-type: none">・個々の事業に対する協力であり、実施する団体に対するものではありません。・過去に実績がないなどで断るのでなく、事業内容もとに協働の観点から判断していこことが大切です。
例	<ul style="list-style-type: none">・地元施行道路舗装補修工事材料支給 市が管理する道路、河川及び排水路について、地元が舗装、排水工事及び砕石散布等軽易な工事を施行した場合、その材料を無償で支給することができる。

(6) 後援による協働

内容	市民活動団体が主催する事業について、公益性を認めることで支援するため、後援名義の使用を許可する形態
効果	<ul style="list-style-type: none">・市が後援することにより、事業への社会的信頼が高まり、市民の理解や関心が深まります。
留意点	<ul style="list-style-type: none">・事業の公益性の判断など後援する目的を明確にすることが必要です。・事業実施後は事業報告を求め、事業内容の確認をすることが必要です。
例	

(7) 情報提供・情報交換による協働

内容	市と市民・市民活動団体が互いに保有する情報を交換・共有することで公益目的を達成する形態
効果	団体の持つ専門性の高い情報を得ることができ、地域の課題や市民ニーズを把握することができます。
留意点	一方的に情報収集することなく、市側からも情報提供を積極的に行うことが必要です。

例	・自治連合会地区別懇談会
---	--------------

(8) ワークショップ (再掲)

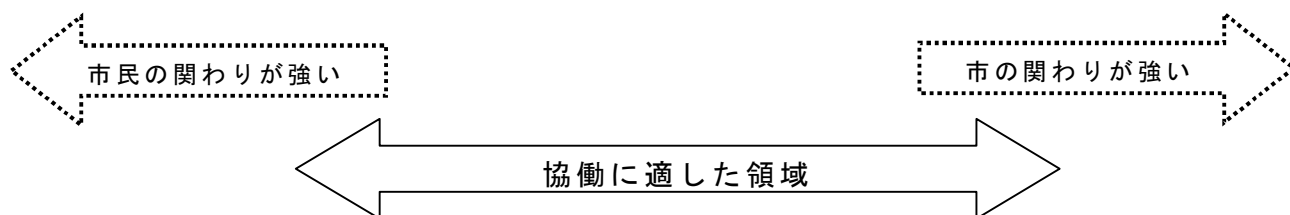
内容	
効果	
留意点	
例	コミュニティパーク事業

(9) アドプト制度

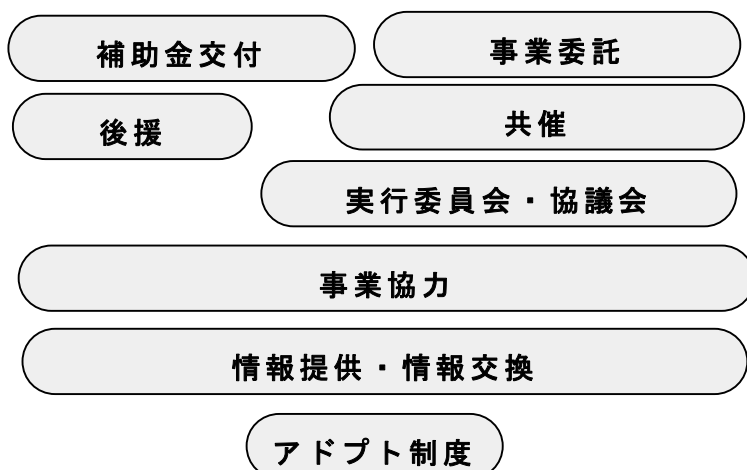
内容	市民活動団体などが地域にある道路や河川などの公共施設の「里親」(adopt:養子縁組)となつて、清掃や植生管理などを行う形態。市は必要な用具の貸与や傷害保険の負担、敷地や施設の一部の提供などを行うもの。
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・施設に対する市民の愛着が生まれるとともに、まちづくりへの市民参加が広がるのが期待できる。 ・地域に密着した団体などが協力することにより、自主的で柔軟な管理が可能となります。
留意点	市の下請けでなく、管理方法などについて団体などからの工夫の提案があった場合に、責任を持った検討・対応をするなど、信頼関係の維持向上に努めることが必要です。
例	

4. 協働に適した活動領域

市民と市の関わりは、下記図のように、市が責任をもって行う領域から、市民が主体的に活動する領域まで、5つの領域が考えられます。このうち、協働を進める領域は2～4としますが、固定的に捉えずに社会情勢の変化や市民ニーズの変化に応じて対応していく必要があります。



I. 市民主体	II. 市民主導	III. 双方同等	IV. 市主導	V. 市主体
市民が主体的かつ自立的に活動する領域	市民が主導し、市が協力・支援を行う領域	市と市民が協働で立案・実行する領域	市が主導し、市民が協力して行う領域	市が責任を持って行う領域
※環境の取り組みを例にしたイメージ				
市民が主体的に清掃活動を行う	公園美化などの清掃活動への支援	市民、市民活動団体、市などで構成される実行委員会などを立ち上げ、企画段階からゴミ減量化などの取り組み、啓発等イベント開催	市民がごみを分別し、市が処理を行う	ごみ処理場の維持管理を行う



5. 協働に適した事業

上記の表のように、行政が主体となって実施すべき事業もありますが、協働のパートナーの知識や経験等を活かすことにより、より効果的に市民サービスの向上が図れるとともに、効率的な行政運営を行うことができます。

協働事業を検討する際は、市民活動団体の専門性や先駆性などの特性を活かせる事業や分野を検討する必要があります。

協働に適した事業には、次のような例があります。

(1) 多くの市民の参加が有効な事業

多くの市民が参加しその意義を体験してもらいたい事業

(例) まつり、イベント、講演会開催など

(2) 当事者性が発揮される事業

身近にある地域課題を主体的に取り組み、解決していくことが必要な事業

(例) 高齢者支援など

(3) 専門性が求められる事業

市民活動団体はその活動を通じてノウハウを蓄積しており、その経験や発想を生かして取り組むことが効果的な事業

(例) 芸術・文化・スポーツに関する事業など

(4) 迅速な対応が求められる事業

地震、火災等災害時など迅速な対応が求められる場合に、自治会や市民活動団体の機敏性が求められる事業

(例) 防災訓練など

(5) 地域特性に合った事業・地域視点が求められる事業

地域課題を解決するために、地域特性を把握しており、地域の視点をもった自治会や市民活動団体と連携していくことが必要な事業

(例) 地域の美化活動、青少年健全育成事業など

(6) 柔軟できめ細かいサービスが求められる事業

多様化した市民ニーズ、地域のニーズに対応していく場合に、市民活動団体の柔軟性を生かしてサービスを行うことができる事業

(例) 難病者への音楽療法など

(7) これまで行政が取り組んだことのない先駆的な事業

行政だけでは対応できない新しい市民ニーズに対して取り組んでいく必要がある事業

(例) 陶器リサイクルなど

6. 協働事業を実施する場合の留意点

(1) 協働を進める際のルールを確認 (●ページ)

- ・ 自主自立・対等
- ・ 相互理解・目的共有
- ・ 公平・公正・公開

(2) 事業内容・相手に気をつける

どんなことでも協働できるわけではありません。特に市が関わる場合は下記の場合は協働できません。

- ① 営利を目的とする事業及び団体
- ② 宗教的又は政治的な活動を行う事業及び団体
- ③ 暴力団関係者
- ④ 特定の団体等が利益を受ける事業
- ⑤ 公序良俗に反する事業

また、●ページの図のⅠとⅤの領域については、それぞれ市民が自助・共助で行う範囲又は行政がその責任において行う範囲であることから、協働はできません。

(3) 過程に気をつける

委託契約などにて事業実施する際には、事業の「丸投げ」とならないように、相手の意見・自主性を尊重して、長所を引き出していくことが大事です。

また、事業実施後の検証のためにも、互いに何でも率直に話し合える関係づくりをしていくことも大事です。

(4) 個人情報の取り扱いに注意

協働事業では、お互いに平等の立場で情報を提供し、意見を出し合って事業を進めていくことが大事ですが、個人情報を含むものの取り扱いには特に注意が必要です。

(5) 市民の評価を受ける

協働事業は市民ニーズに沿ったサービスを提供できるかが大事です。協働事業を実施したものが満足していたとしても、市民からの評価がなければ自己満足となってしまいます。

第5章 協働事業の検証について

1. 検証の必要性

協働のパートナーはお互いに、実施前に掲げていた目的・目標について、実施後に検証を行い、その成果や課題を明らかにし、共通認識を図ることが大事です。

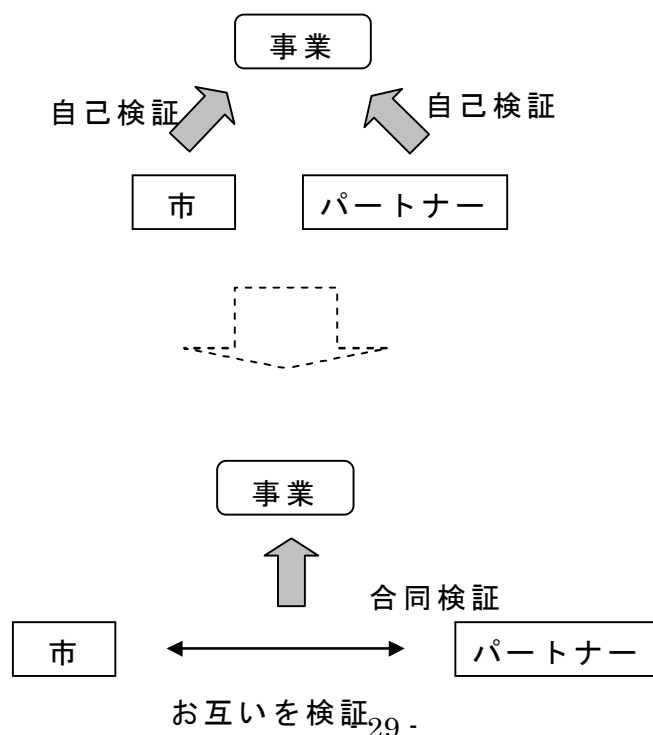
また、市民への説明責任を果たし、事業の信頼性を高めるためにも、検証を行うことが大事です。

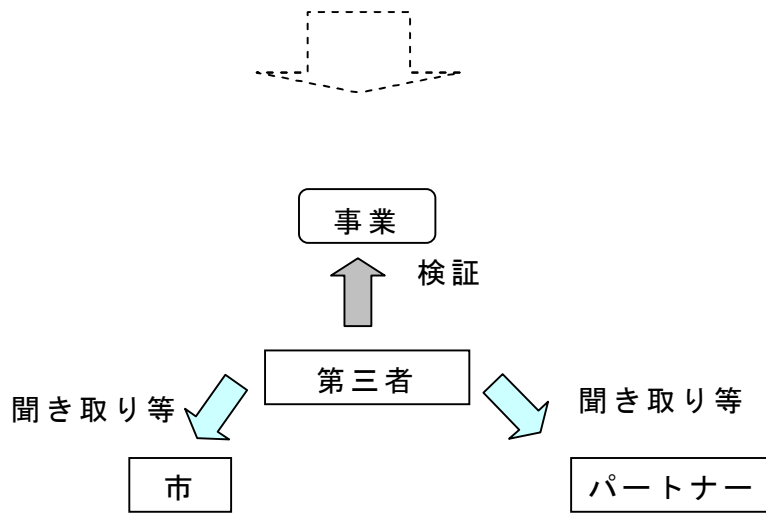
■ 検証のポイント

- ・ 協働にふさわしい事業であったか。
- ・ 協働のパートナー、形態は適切であったか
- ・ パートナー同士の相互理解ははかれたか
- ・ 事業の目的・目標は達成されたか
- ・ 事業実施により市民サービスの向上は図れたか など

2. 検証するには

検証にはまず、パートナーが各々自己検証を行い、その後パートナー同士が合同で検証し、場合によっては第三者によって検証していくことも考えられます。





3. 検証の活かし方

検証の結果をもとに課題や問題点を洗い出し、改善が必要な部分を市、パートナー、第三者で検討します。事業実施過程と成果を振り返り、今後または次回の事業計画・実施する場合に反映させていくことが大切です。

また、検証の結果を市民に公表することも、市民への説明責任を果たし、事業の信頼性を高めるためには必要です。このことにより協働への理解を深めていくことにも繋がります。